

添付法令資料 4 :

特定の廃棄物管理に関する 2020 年 6 月 8 日付インドネシア共和国政令 No.27(目次)
同月 9 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 特定の廃棄物管理の実施
 - 第 1 節 通則 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 危険有毒物質を含む廃棄物管理の実施 (第 5 条)
 - 第 1 款 危険有毒物質を含む廃棄物の削減 (第 6 条ないし第 13 条)
 - 第 2 款 危険有毒物質を含む廃棄物の処理 (第 14 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 危険有毒廃棄物を含む廃棄物管理の実施 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 4 節 災害の結果生じた廃棄物の処理 (第 23 条ないし第 31 条)
 - 第 5 節 建物の解体による瓦礫の処理 (第 32 条ないし第 39 条)
 - 第 6 節 技術的に処理不可能な廃棄物管理の実施 (第 40 条及び第 41 条)
 - 第 7 節 不定期に発生する廃棄物管理の実施 (第 42 条)
 - 第 1 款 集団活動から発生する廃棄物の削減 (第 43 条ないし第 50 条)
 - 第 3 款 (原文ママ) 大型廃棄物の処理 (第 51 条ないし第 56 条)
 - 第 4 款 海岸、海域及び陸水域において発生した廃棄物の処理 (第 57 条ないし第 62 条)
- 第 3 章 指導及び監督
 - 第 1 節 指導 (第 63 条及び第 64 条)
 - 第 2 節 監督 (第 65 条)
- 第 4 章 補償 (第 66 条)
- 第 5 章 費用 (第 67 条)
- 第 6 章 終則 (第 68 条)